

請 願・陳 情 文 書 表

(令和6年第4回土浦市議会定例会)

| 受理<br>番号 | 受 理<br>月 日 | 区 分 | 要 旨                    | 請願・陳情者                                     | 紹介議員 | 付 託<br>委 員 会 | 頁    |
|----------|------------|-----|------------------------|--------------------------------------------|------|--------------|------|
| 19       | 6.10.23    | 陳情  | 土浦市さわやか環境条例<br>に関する陳情書 | 土浦市 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED] |      | 総務市民<br>委員会  | 2～3  |
| 20       | 6.10.23    | 陳情  | 明るく正しい選挙の啓発<br>に関する陳情書 | 土浦市 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED] |      | 総務市民<br>委員会  | 4～19 |

## 土浦市さわやか環境条例に関する陳情書

## 土浦市さわやか環境条例に関する陳情書

### 趣旨

空き缶やたばこの吸い殻等のいわゆる「ポイ捨て」を禁止する条例が、土浦市でも「土浦市さわやか条例」として制定されています。しかし、市も警察もこの条例によって動くことはなく、実効性がありません。条例が制定されて30年になりますが、土浦市に「美しくさわやかな環境の形成」がなされるのは程遠い状況です。

実際、私の住む地区の周辺でも、以下のような状況が見られます。

- ・市道上に定期的に煙草の吸殻がばらまかれている。
- ・飼い犬の糞を持ち帰らずに道の脇に埋める。
- ・橋に鳩の餌をまく。(周辺での鳩のふん害の原因)
- ・風俗街の歩道には常時いくつもたばこの吸い殻が落ちている。

これらを市や警察へ通報しても、原因の究明や対策はほとんど行われません。

今一度この条例を見直し、条例の第1章にある目的を果たすため、以下のように陳情をいたします。

### 陳情事項

1. 抑制効果を高めるため、条例の第8章罰則の見直しを検討し、条例を改正する。
2. 現場での料徴収や取締りについて検討する。
3. 条例の第4条「市の責務」について、より深く自覚するよう市職員に促す。
4. 条例について改めて市民に知れ渡るよう、様々な手段を用いて継続的に啓発活動を行う。

令和6年10月23日

陳情者

住所：

氏名：

土浦市議会議員 島岡 宏明 殿

## 明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書

## 明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書

### 趣旨

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで明るく正しい選挙を、有権者である市民に呼びかける必要があります。

他の自治体においては、HPなどを使って選挙管理委員会が選挙運動や政治活動について丁寧にわかりやすく解説したり質問に答えたりしています。

土浦市においても、違法な選挙運動や文書図画の規制について、積極的に広める必要があります。

### 陳情事項

1. 選挙管理委員会や市・市議会により、「明るく正しい選挙」について継続的にPR活動を行う。

(解説やQ&AのHPの作成、市役所や駅前での掲示、「明るい選挙啓発ポスター」と連動したPRなど)

※添付：水戸市、取手市、袖ヶ浦市、京都市のHPの例

令和 6 年 10 月 23 日

陳情者

住所：

氏名：

土浦市議会議長 島岡 宏明 殿

## 選挙のルール

ページID : 0004726  
更新日 : 2022年6月13日更新



贈らない・求めない・受け取らない

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。  
私たち国民一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を正確に見る目を備え、大切な自分の一票を進んで投票することが必要です。  
政治家はもちろんのこと私たち自身も貴重な一票を汚さないよう、正しくルールを理解し、違反のないきれいな選挙を推進しましょう。

### 寄附の禁止について

政治家（公職の候補者、または公職の候補者となろうとする者、及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。有権者が寄附を求めることもできません。  
お金のかからないクリーンな選挙のために、「贈らない・求めない・受け取らない」の3つの『ない』をしっかりと守りましょう。

## 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫しあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

## 3 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかなを問わず、処罰されます。

## 選挙運動について

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために、直接または間接に働きかける必要かつ有利な行為をいいます。

選挙運動は、本来自由に行われるのが理想です。しかし、無制限な自由を認めると、財力、威力、権力等にゆがめられるおそれが生じます。このため、選挙の公正を確保し、お金のかからない選挙を実現するために、選挙運動に一定のルールが設けられています。

### 1 選挙運動の期間

選挙運動は、選挙期日の公（告）示日に立候補の届出が受理された時から、投票日の前日まで行うことができます。したがって、立候補届出前はすべての選挙運動は事前運動として禁止されています。

### 2 立候補等の準備行為

### 1 政治家からの寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは一定の例外を除き（※）、いかなる名義であっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

1. 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
2. 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典  
（1や2であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）  
※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

#### 禁止されている寄附の例

- ・ お祭りへの寄附や差し入れ
- ・ 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・ 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・ 落成式・開店祝の花輪、葬儀の花輪、供花
- ・ 病氣見舞い
- ・ お中元やお歳暮
- ・ 入学祝や卒業祝
- ・ 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝や葬式の香典

立候補届出前であっても、次のような立候補の準備行為、選挙運動の準備行為及び政治活動などは原則として事前運動に当たらず、認められています。

#### 1.立候補の準備行為

- ・ 政党の公認を求める行為
- ・ 候補者選考会・推薦会の開催行為
- ・ 立候補のために供託金を供託する行為 など

#### 2.選挙運動の準備行為

- ・ 選挙事務所、選挙運動用自動車の借入れの内交渉
- ・ 選挙運動用ポスターの印刷行為
- ・ 選挙公報の原稿作成行為 など

#### 3.政治活動

- ・ 地盤培養行為
- ・ 党勢拡張等の活動
- ・ 政策の普及宣伝 など

### 3 候補者が行う選挙運動

候補者が行う選挙運動には、大きく分けて、はがきやポスターなどの「文書図画」によるものと、演説などの「言論」によるものとがあり、その主な方法は次のとおりです。

#### 文書図画による選挙運動

##### 1.文書図画の頒布

頒布することができる文書図画は、選挙運動用はがきと選挙運動用ポスターだけです。頒布で

きる枚数は、選挙の種類ごとに限度が定められています。

| 選挙運動用はがきの枚数 |        |
|-------------|--------|
| 市長選挙の場合     | 8,000枚 |
| 市議会議員選挙の場合  | 2,000枚 |

| 選挙運動用ビラの枚数 |         |
|------------|---------|
| 市長選挙の場合    | 16,000枚 |
| 市議会議員選挙の場合 | 4,000枚  |

2.文書図画の掲示

掲示することができる文書図画は、選挙運動用ポスター、選挙事務所や選挙運動用自動車などで使用するポスター・立札・看板等で規格、数量等に制限があります。

- 選挙運動用ポスター  
市選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場へ掲示することができます。ポスターの規格は42センチメートル×30センチメートル以内で、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 選挙事務所を表示するための文書図画  
ポスター、立札、看板及びびちょうちんを掲示することができます。ポスター、立札及び看板の規格は、縦350センチメートル×横100センチメートル以内で、合計で3個まで設置できます。ちょうちんの規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内で、1個設置できます。
- 選挙運動用自動車に掲示できる文書図画  
ポスター、立札、看板及びびちょうちんを掲示することができます。ポスター、立札及び看板の規格は、縦273センチメートル×横73センチメートル以内で、数量の制限がありません。ちょうちんの規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内で、1個設置できます。
- 個人演説会場内に掲示できる文書図画  
ポスター、立札、看板及びびちょうちんを掲示することができます。ポスター、立札及び看板の規格は、縦273センチメートル×横73センチメートル以内で、数量の制限がありません。ちょうちんの規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内で、1個設置できます。
- 候補者が着用するたすき、胸章、腕章  
候補者が着用する限り、規格・数量の制限はありません。

インターネットによる選挙運動

候補者や政党などは、ウェブサイトや電子メールなどを利用した選挙運動ができます。詳しくは、[総務省ホームページ（外部サイト）](#) <外部リンク>をご覧ください。

4 禁止されている選挙運動

次のような行為は、時期に関わらず原則としてすべての者に対し禁止されています。

1.戸別訪問

投票を得る目的をもって、戸別に選挙人の家や勤務先などを訪問することは禁止されています。  
戸別訪問の類似行為として、直接的に投票依頼を目的としなくとも、戸別に演説会の開催を知らせて歩いたり、特定の候補者の氏名等を言い歩いたりすることも禁止されています。

2.飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる茶菓子、運動員・労務者への一定限度の弁当を除く。）を提供することは禁止されています。  
陣中見舞い等として、選挙運動員や労務者に対しお酒を提供することも禁止されています。

3.署名運動

選挙に関して、投票を得、または得しめない目的をもって、選挙人に対して署名運動をすることは禁止されています。戸別訪問の脱法行為として行われるおそれがあるため、禁止されています。

4.氣勢を張る行為

3.新聞広告

新聞を利用して行う選挙運動は、新聞広告だけに限られています。  
市長選挙及び市議会議員選挙の場合、候補者は、選挙運動期間中、選挙運動用広告を有料で2回掲載することができます。1回あたりの広告スペースは、横9.6センチメートル×縦2段組以内です。また、掲載位置は記事下に限られ、色刷りは認められません。

言論による選挙運動

1.個人演説会

個人演説会は、政見の発表・投票の依頼などのために候補者が開催するものです。開催回数に制限はありませんが、候補者以外の者が個人演説会を開催することはできません。

2.街頭演説

街頭演説は、街頭または広場などで多くの人に向かって行う演説のことをいいます。  
街頭演説をするには、演説者がその場所にとどまり、選挙管理委員会から交付された標旗を掲げなければなりません。街頭演説ができる時間は、午前8時から午後8時までに限られます。公共の建物、電車や駅の構内、病院などで行うことは禁止されています。  
また、長時間にわたり同一の場所にとどまってしまうことのないように努めなければなりません。さらに、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければなりません。

3.連呼行為

連呼行為は、短時間に同じ内容の短い文書を繰り返すことをいいます。  
連呼は、個人演説会場、街頭演説または演説の場所で行うことができます。午前8時から午後8時までの間は、選挙運動用自動車の上で行うことができます。  
ただし、公共の建物、電車や駅の構内、病院などで行うことは禁止されています。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければなりません。

自転車・自動車を運搬または行列を組んで往来するなどの氣勢を張る行為をすることは禁止されています。

5.買収及び供応

当選を得る目的で、選挙人等に対し金銭や物品を与えたり、供応接待することは禁止されています。  
候補者はもちろん、選挙運動の責任者等が処罰された場合は、当選が無効になることもあります。

6.人気投票の公表

選挙に関して、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

7.選挙後のあいさつ行為

選挙期日後に、当選または落選に関するあいさつをする目的をもって戸別訪問したり、手紙等（自筆の信書を除く。）を差し出したり、当選祝賀等の集会を開催したりすることは禁止されています。

5 誰でも自由に行える選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中であれば未成年者や公民権を停止されている人などを除き、誰でも行うことができます。

1.個々面接

個々面接とは、路上や電車の中などでたまたま出会った知人等に、その機会を利用して特定の候補者へ投票を依頼することをいいます。

## 2. 電話による投票依頼

電話による投票依頼は、選挙運動期間中は自由に行うことができます。

## 3. 幕間演説

幕間演説とは、映画や演劇鑑賞などの各種集會、会社や工場の休憩時間に、たまたま他の目的でそこに集まった人を対象に行う演説等をいいます。ただし、公共の施設等で行うことは禁止されています。

## 4. ウェブサイト等を利用した選挙運動

電子メールを利用した選挙運動はできませんが（※候補者及び政党等に限って利用できる）、ウェブサイト（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）、動画共有サービス、動画共有サイトなど）を利用した選挙運動は行うことができます。

詳しくは、[総務省ホームページ（外部サイト）](#) <外部リンク>をご覧ください。

## 政治活動について

政治活動とは、政治上の主義施策を推進し、支持し、若しくは反対し、または候補者を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的として行う一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたものをいいます。

選挙が行われていない平常時における、政党その他の政治活動を行う団体による政策の普及宣伝、党勢拡大などの活動や、政治家個人が行う時局講演会、議会活動報告会などの活動は、選挙運動にわたらない限り、原則として自由に行えますが、次のような制限があります。

### 1 平常時の政治活動における文書図画の掲示に関する規制

#### 1. 年賀状等あいさつ状の禁止

政治家がこの選挙区内にある者に対する年賀、年中見舞などのあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことは、平常時・選挙時を問わず禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものについては禁止されていません。

#### 2. あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家及び後援団体は、この選挙区内にある者に対して、主としてあいさつ（年賀、寒中・暑中見舞及び慶弔、激励、感謝などのあいさつに限る。）を目的とする有料広告を、新聞、ビラ、パンフレットに掲載したり、テレビやラジオを通じて放送することは平常時・選挙時を問わず禁止されています。

### 3 選挙時における政治活動の規制

政治活動が規制される期間は、選挙期日の公（告）示日から選挙の当日までです。

なお、以下の規制の対象は、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動であって、個人が行う政治活動は、選挙運動にわたらない限り規制されません。

#### 市長選挙等において規制される政治活動

1. 政談演説会・街頭政談演説会の開催
2. 政治活動用自動車、拡声器の使用
3. 政治活動用ポスター・立札・看板の掲示
4. 政治活動用ビラの頒布
5. 政治活動のための連呼行為
6. 公共の建物における文書図画の頒布
7. 掲示または頒布する文書図画への候補者等の氏名または氏名類推事項の記載

ただし、市長選挙等の場合、一定の要件をそなえる団体は、「確認団体」として登録を受ければ、選挙期日の公（告）示日から投票日の前日までの間に限り、一定の規制のもとで1~6の政治活動を行うことができます。

選挙が行われていないときであっても、政治家の氏名や後援会の名称を書いた立札や看板、ポスターなどが掲示されていると、それが政治活動なのかあるいは選挙を目的とした選挙運動なのか判断しにくい状況が生じるため、政治家や後援団体の政治活動における文書図画の掲示に関して、公職選挙法上で規制されています。

政治家の氏名またはその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画や、後援団体の名称を表示する文書図画について、下記のもの以外は掲示することができます。なお、記載内容は政治活動のために使用されるものであって、選挙運動にわたるものであってはなりません。

#### 1. 政治活動用看板の設置

政治家及びその後援団体は、政治活動のために使用する事務所や連絡所ごとに看板を設置できます。市長選挙及び市議会議員選挙に係る場合で、政治家で6枚、後援団体で6枚の合計12枚設置できます。大きさは、縦150センチメートル、横40センチメートル以内（「脚」の部分を含む）です。

この看板を設置するときは、選挙管理委員会から交付される証票を貼らなければなりません。

#### 2. 政治活動用ポスターの掲示

政治家個人の政治活動用ポスターは、ベニヤ板等で裏打ちされていないものは掲示できません。ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名・住所が記載しなければなりません。

なお、このポスターは、任期満了による選挙にあっては、その任期満了日の6カ月前から選挙期日まで掲示できません。

#### 3. 演説会等の会場で使用する文書図画

政治活動のためにする演説会・講演会・研修会等で、会場において掲示される立札・看板・ポスターの類は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。

### 2 平常時の政治活動におけるその他の規制

#### 市議会議員選挙等において規制される政治活動

1. 政治活動のための連呼行為
2. 公共の建物における文書図画の頒布
3. 掲示または頒布する文書図画への候補者等の氏名または氏名類推事項の記載

※市議会議員選挙に確認団体制度はありません。

## 事前運動の禁止

選挙運動は、選挙期日の公（告）示日に立候補の届出が受理された時から、投票日の前日まで行うことができます。したがって、立候補届出前に選挙運動をすることは事前運動として禁止されています。これは、常時選挙運動が行われることによる不正行為の発生を抑え、選挙運動を同時にスタートさせることにより候補者の無用の競争を避け、また、選挙運動費用の増加を避けることなどの理由により禁止しているものです。

### 1 のぼり旗の使用の禁止

街頭演説等で、政治家の氏名や氏名が類推される事項を記載した「のぼり旗」は使用できません。ただし、政治活動のために行う演説会等の集会において、会場内に掲示することはできます。

なお、政党名やスローガンのみを記載した「のぼり旗」を使用することは、選挙運動にわたらない限り違反とはなりません。

### 2 たすきの使用の禁止

街頭演説等で、政治家の氏名や氏名が類推される事項を記載した「たすき」を使用することはできません。氏名を表示した「たすき」は、選挙運動期間において候補者に限り使用することができます。

また、「たすき」の他に、胸章、腕章、ブラカード等も使用できません。

### 3 投票依頼(選挙運動)の禁止

街頭演説や街宣車を使用し、特定の候補者への投票依頼や連呼行為をすることはできません。

### 最後に

以上は、選挙のルールの主なものになりますので、詳細及び不明な点につきましては、下記選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

連絡先

〒310-8610

水戸市中央1丁目4番1号

選挙管理委員会事務局

電話029-297-6077

Fax029-297-6237

このページに関するお問い合わせ先

選挙管理委員会事務局 選挙係

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市役所3階 選挙管理委員会事務局

Tel : 029-297-6077 Fax : 029-297-6237

## 選挙運動についてのよくある質問

選挙運動に関して、お問い合わせの多い内容をまとめました。

### 選挙運動についてのQ&A

#### Q 選挙運動と政治活動の違いがよく分からないのですが…

A 選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得又は得させるために、有権者に働きかける行為をいいます。これに対して（公職選挙法でいう）政治活動は、政治上の目的をもって行われる様々な行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為と考えられています。

#### Q 選挙権年齢が18歳に引き下げられましたが、年齢引き下げに伴い、特に注意すべき点がありますか？

A 選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにより、高校3年生の中でも有権者である生徒と有権者でない生徒が混在するようになりました。18歳未満の生徒は選挙運動ができませんので注意が必要です。特に、18歳未満の生徒が候補者のツイッターをリツイートしたり、フェイスブックに記載されているコメントをシェアしたりする際は、コメントの内容が選挙運動に当たると違法となることがありますので、十分注意しましょう。

#### Q 候補者等が政治活動の一環として、道路や駅前で行われる街頭演説の場所において、のぼり旗やタスキなどを掲示・着用する行為は違反なのでしょうか？

A 候補者等の政治活動のために使用する文書図画や、候補者等の後援団体の政治活動のために使用する文書図画については、公職選挙法第143条第16項各号に規定されているものの他は掲示することができません。したがって、街頭演説の場所において、候補者名が記されたのぼり旗やタスキを掲示・着用する行為は違法となります。

#### Q 候補者に陣中見舞いとしてお酒を贈りたいのだけれど…

A お酒を贈ることは禁止です。選挙運動に関し、湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除いて、候補者及び第三者が飲食物を提供することは禁止されています。

#### Q 候補者から寄附を受け取ることはできますか？

A 選挙期間中はもちろんのこと、選挙期間以外であっても政治家や候補者が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。また、有権者が政治家や候補者に寄附を求めることも禁止されています。

詳しくは、総務省のページ「[寄附の禁止](#)」（外部リンク）（別ウィンドウで開きます）をご確認ください。

#### Q 選挙運動はいつからいつまでできるのですか？

A 選挙運動は立候補の届出が受理されたときから投票日の前日までに限りすることができます。ただし、選挙運動用自動車や街頭演説など「〇〇をよろしくお願いします」といった連呼行為は、午前8時から午後8時までの間に制限されます（公の施設、病院、汽車、バスの中、鉄道地内ではできません。）。

#### Q 知り合いの家に行って投票の依頼をするのは違反ですか？

A 何人も、選挙運動の目的で有権者の家などを戸別訪問することは禁止されています。

**Q 選挙運動ができない人は？**

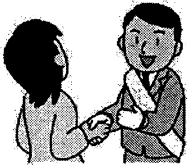
A 次のかたは、選挙運動をすることができません。

- ＊ 全面的に禁止されている人
  - ＊ 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、警察官など）
  - ＊ 18歳未満の人
  - ＊ 選挙犯罪または政治資金規正法に関する犯罪を犯し、選挙権・被選挙権を停止されている人
- ＊ 関係区域内で禁止されている人
  - ＊ 投票管理者、開票管理者、選挙長（なお、投票・開票・選挙の各立会人についてはこの制限はありません。）
- ＊ 地位を利用した選挙運動を禁止されている人
  - ＊ 国・地方公共団体の公務員、公団・公庫の委員、役員および職員、教育者

**Q 誰でもできる選挙運動を教えてください。**

A 次の行為は、選挙運動期間中は誰でも自由に行うことができます（ただし、上記の選挙運動ができない人を除きます。）。

- ＊ 幕間演説  
映画・演劇等の幕間、青年団・婦人会等の集会や、会社・工場等の休憩時間にたまたまそこに集まっている人を対象にして、選挙運動のための演説をすること。
- ＊ 個々面接  
デパート・電車・バスの中あるいは道路等で偶然知人に会ったときなどに、その機会を利用して投票を依頼すること。
- ＊ 電話による選挙運動  
誰でも自由に行えます。



分からない用語がある時は、以下の関連リンクにある選挙用語集をご覧ください。

**関連リンク**

- ▶ [選挙用語集](#)

**お問い合わせ**

総務課

茨城県取手市寺田5139

電話番号：0297-74-2141（代表）

ファクス：0297-73-5995

**取手市役所**

郵便番号302-8585 茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141(代表) ファクス：0297-73-5995

開庁時間：土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除き午前8時30分から午後5時15分まで

法人番号：4000020082171（法人番号とは）

Copyright © Toride City. All Rights Reserved.



[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [市政・まちづくり](#) > [市政運営](#) > [選挙](#) > [選挙運動期間外における政治活動に対する規制について](#)

## 選挙運動期間外における政治活動に対する規制について

更新日：2020年4月1日

選挙運動期間（※）以外の平時に行われる、政党その他の政治活動を行う団体による政策の普及宣伝、党派拡張などの活動や、政治家（現職・候補者・立候補予定者）個人が行う時局講演会、議会活動報告会などの政治活動は、選挙運動にわたらない限り、原則として自由に行うことができますが、お金のかかる選挙を正し、きれいな選挙の実現を図るため、いくつかの規制が設けられています。

（※）選挙運動期間…公示日（告示日）の立候補届出後から投票日前日までの間（ただし、無投票となった場合は公示日（告示日）のみ）

### 政治活動用文書図画の掲示の規制

次のような文書図画を候補者等個人の政治活動のために掲示することには公職選挙法で規制されています。

- ・ 候補者等の氏名を表示するもの
- ・ 候補者等の氏名が類推されるような事項を表示するもの
- ・ 後援団体の名称を表示するもの

ただし、次に掲げるものは、選挙運動にわたらない限りにおいて、それぞれ一定の範囲内で掲示することができます。

（※ 以下の内容は、袖ヶ浦市長選挙および袖ヶ浦市議会議員選挙の場合です。選挙の種類により、所管の選挙管理委員会や数の制限等が異なりますのでご注意ください。）

### 政治活動用事務所における立札及び看板の類

候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示することができるものですが、当該立札・看板には、市選挙管理委員会から交付された証票を表示しなければなりません。

なお、掲示できる場所や規格等について制限があるほか、立札・看板に表示する証票の交付を申請したり、立札・看板を掲示する事務所を異動したりする場合には、市選挙管理委員会へ届け出る必要があります。

各種届出方法や詳しい内容については下記のリンクをご覧ください。

[政治活動事務所用の立札・看板の証票について](#)

### 政治活動用ポスター

政治活動用ポスターについては、「候補者等個人の政治活動用ポスター」と「政党等の政治活動用ポスター」で規制の内容が異なります。

#### 候補者等個人の政治活動用ポスターについて

候補者等又は公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体の政治活動のために使用されるポスターで、候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターのことを指します。

なお、個人の政治活動用ポスターについては、次のとおり掲示できる場所や規格等について規制があります。

#### 形態

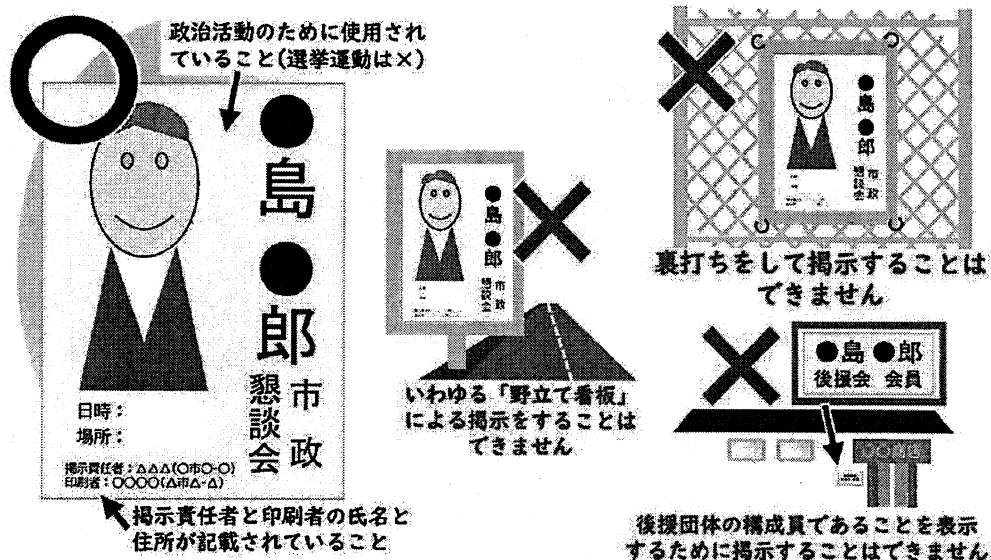
- ・ ペニヤ板・プラスチック板などに裏打ちした状態のものは掲示できません。
- ・ 「〇山×男 事務所」「△川口子 後援会会員」のように候補者等の事務所や連絡所を表示したり、後援団体の構成員であることを表示したりするために掲示することはできません。

#### 記載事項

- ・ポスターの表面には、掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）・住所を記載しなければなりません。

#### 掲示期間

- ・任期満了日の6か月前の日から選挙期日までの間は、選挙区内に掲示できません。
- ・議会の解散等により選挙を行うべき事由が生じたときには、その旨を市選挙管理委員会が告示した日の翌日から選挙区内に掲示できません。



#### 政党等の政治活動用ポスターについて

政党その他の政治活動を行う団体（後援団体を除く）が、その政治活動のために使用するポスターのことを指します。

政党等の政治活動用ポスターについては、選挙運動期間外の掲示制限は特にありません。しかし、政党等の政治活動用ポスターであっても、特定の候補者等を目立たせている場合などは、候補者等個人の政治活動用ポスターとみなされ、規制を受けることがあります。

なお、氏名や氏名が類推されるような事項を記載された者が立候補の届出をしたときは、当該選挙の公示日（告示日）の翌日から選挙期日まで掲示できません（立候補の届出をした日のうちに撤去しなければなりません）。

#### 注意事項

政治活動用ポスターであっても、記載内容や掲示状況によっては、直接投票依頼の文言がなくても、選挙運動の事前運動とみなされるおそれがあります。

#### 政治活動のための集会で掲示される文書図画

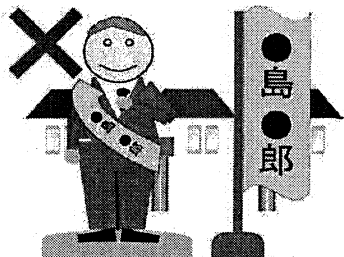
政治活動のために開催する集会（演説会、講演会、研修会など）の会場内で、その開催中に使用される立札・看板・ポスターの類は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。



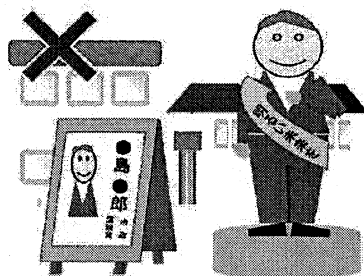
#### 【参考】街頭等における文書図画の掲示（使用）の規制

選挙運動期間以外に、候補者等が政治活動の一環として、街頭や駅前などで街頭演説やあいさつ行為を行う場合において、候補者等の氏名や氏名が類推されるような事項が表示された文書図画を掲示することはできません。

公職選挙法でいう「文書図画」とは、立札・看板やポスターはもちろんのこと、「のぼり」・「旗」・「ブラカード」・「たすき」・「腕章」・「ジャンパー」・「ちょうちん」なども含まれ、規制の対象となります。



街頭で氏名入りの「たすき」や「のぼり」を使用することはできません



街頭で氏名や写真入りの看板を使用することはできません

#### その他の規制

以下の行為については、選挙の有無や時期がいつであるかに関係なく常時禁止されています。

##### 年賀状等のあいさつ状の禁止

候補者等が当該選挙区内にある者に対して、年賀、暑中見舞などの時候のあいさつ状（電報なども含む。）を出すことは禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものについては禁止されません。

##### あいさつを目的とする有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、主としてあいさつ（年賀、寒中・暑中見舞及び慶弔、激励、感謝などのあいさつ）を目的とする有料広告を、新聞・雑誌・ビラ・パンフレット等に掲載させることができません。また、このような広告をテレビやラジオを通じて放送することも禁止されています。

このページに関するお問い合わせ

選挙管理委員会事務局 担当



## よくある質問（政治活動編）

ページ番号304234

2022年11月4日

### 政治活動編

#### Q1 政治活動と選挙運動の違いはなんですか？

A1 政治活動とは、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動をいいます。したがって、広い意味では選挙運動も政治活動の一部となっています。この2つは実態として極めてまぎらわしくよく似ていますが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を以下のように区別しています。

##### 政治活動

政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から選挙運動にわたる行為を除いたもの。

##### 選挙運動

特定の選挙で特定の候補者の当選をはかることを目的として投票行為を勧めることで、選挙運動期間中のみ認められています。よって、立候補届出前など、それ以外の期間にする選挙運動は事前運動として禁止されています。

★選挙運動期間…公示（告示）日に立候補の届出を受理されてから投票日の前日までの間

#### Q2 平常時の個人の政治活動に使用する文書図画（ポスターや看板、のぼりなど）にはどのような規制がありますか？

A2 選挙が行われていない平常時においては、公職の候補者等（現職も含む）の氏名や氏名が類推される事項（顔写真や似顔絵等）及びその後援団体の名称を記載した文書図画は、以下のものを除き掲示できません。

##### (1)政治活動用事務所に掲示する立札・看板の類

公職の候補者やその後援団体などが政治活動のために使用する事務所に立札、看板を掲示する場合には、選挙管理委員会に申請、届出をした後に交付される「証票」を貼付すれば、一定枚数を掲示することができます。

詳しくは[政治活動事務所用立札及び看板関係のページ](#)をご覧ください。

##### (2)政治活動用ポスター

公職の候補者等の政治活動用ポスターで公職の候補者等の氏名や氏名が類推される事項が記載されたもの（以下「個人の政治活動用ポスター」という）を掲示する場合、ベニヤ板・プラスチック板その他これらに類するものを用いて裏打ちすることは禁止されています。その他、ポスターを掲示するにあたっては公職選挙法等に次のような規制があります。

1. 表面に掲示責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければならない。
2. 政治活動のために使用されるものであり、特定の選挙の立候補者予定者である旨や政党等の公認である旨は記載できない。（選挙運動にわたる記載がないこと。）
3. ポスターを他人の工作物に掲示しようとする場合にはその所有者（管理者）の承諾を得なくてはならない。
4. 任期満了の選挙が予定されている場合、任期満了の日の6か月前の日から選挙期日までの間、当該選挙区内において個人のポスターを掲示することはできない。

### (3)演説会等の会場で掲示されるもの

政治活動のための演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場内において、その集会の開催中に掲示されるものには規制はありません。

#### Q3 駅前などで立候補予定者が名前入りの「のぼり旗」を立てて活動していますが違反ではないの？

A3 選挙運動にあたらな純粋な政治活動は原則として自由であり、選挙運動期間中でも規制を受けませんが、純粋な政治活動であっても、駅前などで立候補予定者の氏名や氏名が類推されるような事項を表示した個人の「のぼり旗」、「プラカード」、「たすき」、「腕章」及び「裏打ちされた個人の政治活動用ポスター」などを使用することは禁止されています。

#### のぼり旗の使用

街頭演説等で使用する「のぼり旗」は、公職選挙法では立札及び看板の類にあたります。

公職の候補者等の氏名や氏名が類推される事項を表示した「のぼり旗」は、政党の政治活動用と見なされるものを除き、使用することができません。

なお、政党名やスローガンのみを記載した「のぼり旗」は選挙運動にわたらない限り違反とはなりません。

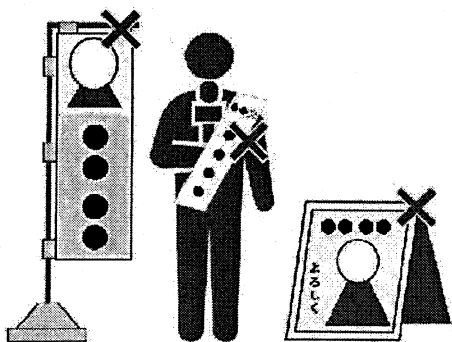
- × 街頭演説等の際に、候補者等の「のぼり旗」を掲示
- × 道路などに、候補者等の「のぼり旗」を掲示
- × 住宅などの私有地に、候補者等の「のぼり旗」を掲示
- 政治活動のための講演会など集会の会場内において、その講演会の開催中に候補者等の「のぼり旗」掲示
- 政治活動のための事務所に立札・看板の類として候補者等の「のぼり旗」掲示（数量・規格の要件を満たし、選挙管理委員会が交付する証票が貼り付けられている場合）※Q2（1）を参照

#### たすきの使用

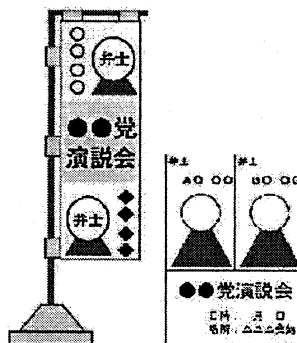
氏名や氏名が類推される事項を表示した「たすき」を着用し、街頭演説等に立つことは文書図画の掲示となり行うことはできません。氏名を表示した「たすき」は、選挙運動期間において公職の候補者に限り使用することができるものであることから、事前運動の禁止に抵触する恐れがあります。

#### 裏打ちされた政治活動用ポスターの使用

街頭演説の場所等において、地面に据え置く折り畳み式の掲示板などに、個人の政治活動用ポスターを貼って使用することは違反となります。



・個人の政治活動としての街頭演説等において、公職の候補者の氏名や氏名が類推される事項を表示した個人の「のぼり旗」「プラカード」「たすき」「ポスター」等は使用できません。



・弁士が複数掲載されているなど、政党その他の政治団体（後援団体を除く）の政治活動としての文書図画の掲示は、認められる場合があります。

#### Q4 政治活動用ポスターはいつまで掲示できるの？

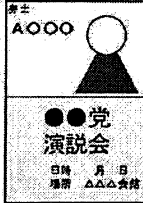
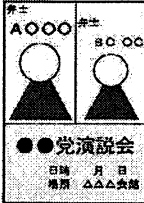
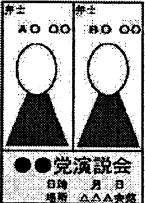
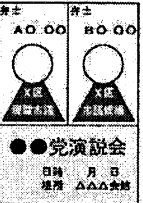
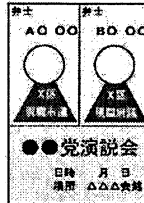
A4 個人の政治活動用ポスターは、任期満了日の6か月前から選挙期日までの間（衆議院解散の場合は、解散の翌日から選挙期日までの間）は掲示することができません。

一方、政党その他の政治活動を行う団体（後援団体を除く）の政治活動用ポスター（以下「政党等の政治活動用ポスター」という。）は常時掲示できますが、選挙の公示（告示）日に氏名や氏名が類推される事項が記載された者が候補者となった場合は、その日のうちに撤去しなければなりません。

| 政治活動用ポスターの掲示可否 |             |                          |                                                                     |
|----------------|-------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                | 任期満了の6か月前まで | 任期満了の6か月前から<br>公示（告示）日まで | 公示（告示）日の翌日<br>から選挙期日まで                                              |
| 個人の政治活動用ポスター   | ○掲示可能       | ×掲示禁止                    | ×掲示禁止                                                               |
| 政党等の政治活動用ポスター  | ○掲示可能       | ○掲示可能                    | ×候補者等の氏名や<br>氏名類推事項が記載<br>されたものは掲示禁止<br>(公示・告示日のうちに撤<br>去しなくてはならない) |

なお、外形上、政党等の政治活動用ポスターであっても、次のような場合は当該公職の候補者個人の政治活動のためにも使用されるものと認められ、規制の対象となります。

1. ポスターで紹介された弁士が1人である場合
2. 複数の弁士が紹介されている場合であっても、特定の弁士（公職の候補者）のみについて他と異なる特段の取扱いをしている場合（氏名が大書されている、弁士の紹介に係る記載部分の面積が他より大きい、など）
3. 複数の弁士を同様に扱っている場合であっても、弁士（公職の候補者）の紹介に係る記載部分の面積が、各々について、政党等の記載部分の面積を超えている場合
4. 紹介された弁士のすべてが、同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等である場合（国政選挙において、一方の選挙区が他方の選挙区を包含する場合を含む）

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |
| 【上記の1に該当】<br>紹介される弁士が1人である場合                                                        | 【上記の2に該当】<br>弁士の紹介部分の面積は同等であっても、特定の弁士が他と異なる特段の扱いをしている場合（氏名や写真が大きいなど）                | 【上記の3に該当】<br>弁士は同等に扱われているが、弁士の紹介部分の面積の各々が政党等の記載部分の面積を超えている場合                        | 【上記の4に該当】<br>紹介された弁士のすべてが、同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等である場合（国政選挙において、一方の選挙区が他方の選挙区を包含する場合を含む） | 弁士は同等に扱われ、また、弁士の紹介部分の面積の各々が政党等の記載部分の面積を超えていない                                       |
| ×<br>弁士Aの政治活動用ポスター                                                                  | ×<br>弁士Aの政治活動用ポスター                                                                  | ×<br>弁士A及び弁士B各々の政治活動用ポスター                                                           | ×<br>弁士A及び弁士B各々の政治活動用ポスター                                                           | ○<br>政党等の政治活動用ポスター                                                                  |

## Q5 自宅の塀に許可なく候補者のポスターが貼られています。はがしてもいいの？

A5 居住者（管理者）の許可なく貼られたポスターは自分の手で撤去しても選挙妨害とはなりません。ご家族など同居されている方どなたも承諾していないことを確認してからはがしてください。

なお、はがした後のポスターの処分については財産権がありますので、ポスターに記載されている掲示責任者や候補者の事務所に連絡して確認をしたほうがよいでしょう。

## Q6 後援会に入会してほしいと候補者の関係者が自宅に来ましたが違反ではないの？

A6 純粋な後援会入会の勧誘であれば、政治活動として認められています。

ただし、これが選挙の公示（告示）前に行われた場合、事前運動として選挙違反となる恐れがあります。事前運動に当たるかどうかはそれが行われた時期や場所、投票依頼があったかどうかなどの態様を総合的に判断することとなります。

## よくある質問（政治活動編）

### 政治活動事務所用立札及び看板関係

#### このページに対してご意見をお聞かせください

---

このページは役に立ちましたか？

☐役に立った    ☒どちらともいえない    ☐役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

☐見つけやすかった    ☒どちらともいえない    ☐見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

#### お問い合わせ先

---

京都市 選挙管理委員会事務局

電話：075-222-3589

ファックス：075-241-9230

(c) City of Kyoto. All rights reserved.

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 中庁舎7階 電話：0438-62-3913 ファクス：0438-62-3165 [お問い合わせはこちら](#)  
[から](#)

ポスト シェアする

## 重要なお知らせ

[一覧](#)

[特定健康診査受診券に記載の有効期間の誤りについてのお詫びと訂正について](#) (2024年6月1日)

[見つからないときは](#)

[よくある質問と回答](#)

[サイトマップ](#) [携帯サイト](#) [リンク・著作権・免責事項](#) [個人情報保護](#) [アクセシビリティ](#) [広告掲載について](#) [お問い合わせ](#)

### 袖ヶ浦市役所

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 (法人番号00000000122307)

電話：0438-62-2111 (総機) ファクス：0438-62-3914 [メールアドレスの取得方法はこちら](#)

[市役所への行き方](#) > [開庁日と業務時間](#) > [庁舎内の直通電話番号一覧](#) >

Copyright ©2024 Sakagami City All rights reserved.